

三島市屋外広告物誘導整備地区「三嶋大社周辺地区」

案内広告物、一般広告物の設置の手引き

～設置許可の基準と考え方～

平成29年12月26日指定

平成29年12月

## 目次

【本手引き策定の目的】	1
【屋外広告物誘導整備地区とは】	1
【屋外広告物誘導整備地区「三嶋大社周辺地区」の指定の告示】	2
【屋外広告物誘導整備地区「三嶋大社周辺地区」における案内図板の設置許可基準】	5
1 表示面積	5
2 板面の縦の長さ／板面の横の長さ	6
3 案内表示の面積	6
4 地図・矢印	8
5 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のり	9
6 写真、絵（イラスト、商標等）の表示	10
7 色彩	11
8 使用できる色数	15
9 電飾設備	16
【既存不適格広告物の取扱い】	17
【問合せ】	17

## 【本手引き策定の目的】

本手引きは、三島市屋外広告物条例（平成 23 年条例第 17 号）第 7 条の規定に基づき、平成 29 年 12 月 26 日に指定された、屋外広告物誘導整備地区「三嶋大社周辺地区」について、その基本方針に沿った適切な運用を図るため、案内広告物や一般広告物の設置許可基準の考え方について解説するものです。

## 【屋外広告物誘導整備地区とは】

三島市屋外広告物条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、地域又は場所の特性に応じ、特に良好な景観を形成し、又は風致の維持を図ることが必要であると認める区域について市長が指定するもので、当該区域において良好な景観を形成し、又は風致を維持するために特に必要と認められる場合に、「広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準」として、

①自家広告物の許可不要となる基準

②禁止物件の適用除外で、自家広告物の許可不要となる基準

③普通規制地域、特別規制地域での許可の基準

を定めることができます。

屋外広告物誘導整備地区では、上記①～③の基準に合わないものは掲出できません。また、定めのない項目については、元の規制地域の基準が適用されます。

### 三島市屋外広告物条例 抜粋

(屋外広告物誘導整備地区)

第 7 条 市長は、地域又は場所の特性に応じ、特に良好な景観を形成し、又は風致の維持を図ることが必要であると認める区域を、屋外広告物誘導整備地区(以下「整備地区」という。)として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、区域、整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準(以下「整備基準」という。)その他規則で定める事項を定めて行うものとする。

3 整備基準には、整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関し、当該整備地区における良好な景観を形成し、又は風致を維持するために特に必要と認められる限りにおいて、前条第 2 項第 1 号若しくは第 3 項第 1 号又は第 11 条の規則で定める基準(前条第 4 項の規定による許可のうち電車又は乗合自動車に表示される広告物に係るものについての基準を除く。)の特例を定めることができる。

4 前項の場合において、第 5 条又は前条第 4 項(電車又は乗合自動車に表示される広告物に係るものを除く。)若しくは第 5 項の規定の適用に当たっては、整備基準をもって許可の基準とし、同条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号の規定中「規則で定める基準」とあるのは「整備基準」と読み替えるものとする。

5 整備地区においては、整備基準に適合しない広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

6 整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置については、整備基準に定めがあるものを除くほか、特別規制地域の区域内に存する整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置にあっては第 3 条その他の特別規制地域における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する規定を、普通規制地域の区域内に存する整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置にあっては第 5 条その他の普通規制地域における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する規定を適用する。

三島市屋外広告物条例による屋外広告物誘導整備地区  
「三嶋大社周辺地区」の指定の告示

三島市屋外広告物条例（平成 23 年三島市条例第 17 号）第 7 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、並びに三島市屋外広告物条例施行規則（平成 23 年三島市規則第 32 号）第 6 条第 1 号及び第 2 号の規定により屋外広告物誘導整備地区を次のとおり指定する。

平成 29 年 12 月 26 日

三島市長 豊岡 武士

**1 名称**

屋外広告物誘導整備地区「三嶋大社周辺地区」

**2 基本方針**

平成 28 年 10 月 3 日に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく「三島市歴史的風致維持向上計画」が、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）から認定されました。これは静岡県内で初めての認定となります。

歴史的風致とは、歴史的に価値の高い建造物の周辺で、歴史と伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、地域固有の風情を醸し出し、このような良好な環境のことを言います。

そこで、本認定を受けた三島市の代表的な歴史的建造物である三嶋大社の周辺について、かつての門前町・宿場町としての歴史的な趣きを感じられるまち並みの形成を図るため、三嶋大社周辺を「屋外広告物誘導整備地区」に指定します。

**(1) 三嶋大社と調和した広告物等への誘導**

形状や色彩の制限を加え、高明度、高彩度のものを避けることで、三嶋大社周辺地域にふさわしく、かつての門前町・宿場町としての歴史的な趣きを感じられる景観づくりを推進します。

**(2) 案内広告物、一般広告物の表示・掲出の適正化と地域特性を踏まえた規制**

三嶋大社周辺においては、歩行者が多いため、案内図板等の設置許可基準を追加し、表示の適正化を図ることで、歩行者重視の案内広告物に誘導します。

また、一般広告物については、当地区に直接関係のない広告となるため、掲出を不可とします。

### 3 指定区域

下記に図示するものとします。



### 4 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準（整備基準）

- (1) 一般広告物については、掲出不可とします。
- (2) 案内広告物については、屋上広告物、突出広告物、壁面利用広告物、塀利用広告物は掲出不可とします。
- (3) 案内広告物（野立広告板）の設置許可基準

項目	整備基準
設置高さ	地上 2.0m 以下。
表示面積	1.0 m <sup>2</sup> 以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。
板面の縦の長さ	0.8m以下。
板面の横の長さ	「縦<横」であること。
案内表示の面積	案内表示の面積は、板面の表示面積の 3 分の 1 以上とすること。
地図・矢印	事業所等に案内し、又は誘導するための地図又は矢印が表示された案内広告を表示したものであること。

案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のり	2.0km 以内のものであること。
写真、絵(イラスト、商標等)の表示	写真、絵(イラスト、商標等)は表示してはならない。
色彩	<p>(I) 地の色彩 ※路線ごとに基準を設定</p> <p>i) 幹線道路沿い(県道 21 号、県道 22 号沿い)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>色相は指定なし。明度 2 以上、彩度は 4 以下(色相 0R~5R、5Y~10Y)、5 以下(色相 5R~10R、0Y~5Y)、6 以下(色相 0YR~10YR)、3 以下(色相その他)。</li> </ul> <p>ii) その他(上記以外の地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>色相は、10R から YR を経て 10Y の間、明度 7 以下、彩度 3 以下、又は無彩色。ただし、板面の概ね半分以上を明度 4 以下としないものとする。</li> </ul> <p>※「幹線道路沿い」と「その他地域」が重複した場合、「その他地域」の色彩の基準を適用</p> <p>(II) 脚の色</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>色相は、10R から YR を経て 10Y の間、明度 7 以下、彩度 3 以下、又は無彩色。ただし、概ね半分以上を明度 4 以下としないものとする。</li> </ul>
使用できる色数	<ul style="list-style-type: none"> <li>地の色 1色とする。ただし、案内部分の地の色を別にする場合、特例として2色まで使用できる。</li> <li>文字、地図、矢印の色 3色以内とする。</li> <li>脚の色 1色とする。</li> </ul>
電飾設備	電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物(案内広告を直接照らすものを除く。)その他これらに類するものを使用しないものであること。
相互間距離	同一の氏名、名称、店名、商標、事業の内容、営業の内容を表示する広告物は相互間の距離が 10m 以上必要。

## 【屋外広告物誘導整備地区「三嶋大社周辺地区」における案内図板の設置許可基準】

### 1 表示面積

#### 《整備基準》

1.0 平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。

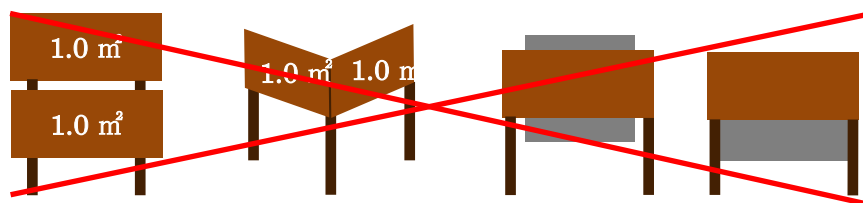
#### 《解説》

案内図板の表示面積についての基準です。板面の裏側がそのまま見えるよりも、隠れているほうが美観上優れていることから、表側と同じ寸法及び形状ものをぴったりくっつけて表示するときのみ裏側にも表示可能としています。

#### 《運用基準》

##### ＜設置が認められないものの例＞

- ・ 1 方向から見て 1.0 m<sup>2</sup> の看板が 2 枚設置されている。(片面の合計 2.0 m<sup>2</sup> で表示面積 1.0 m<sup>2</sup> を超える)
- ・ 1.0 m<sup>2</sup> の看板 2 枚が V 字型に設置されている。(片面の合計 2.0 m<sup>2</sup> で表示面積 1.0 m<sup>2</sup> を超える)
- ・ 表側と裏側がぴったり重なっていない。

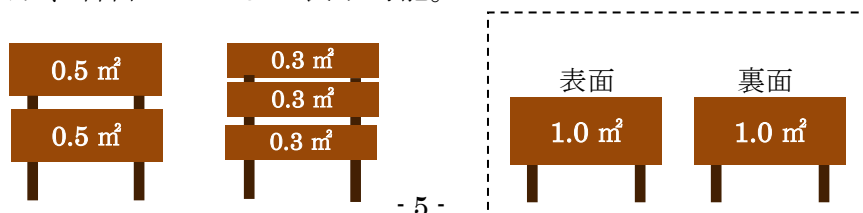


##### ＜設置が認められるものの例＞

◇片面の合計が 1.0 m<sup>2</sup> 以内である次のような場合

- ・ 1 方向から見て 0.5 m<sup>2</sup> の看板が 2 枚又は 0.3 m<sup>2</sup> の看板が 3 枚設置されている。

◇表側と同じ寸法及び形状ものを、ぴったりくっつけて表示するとき限り、合計 2.0 m<sup>2</sup> まで表示可能。



## 2 板面の縦の長さ／板面の横の長さ

### 《整備基準》

- ・板面の縦の長さ：0.8m以下
- ・板面の横の長さ：「縦<横」であること。

### 《解説》

縦長と横長の混在による無秩序な状態を防ぐため、板面の縦の長さを制限し、併せて横の長さを縦の長さより長くすることで、板面の形を横長の板面に統一するための基準です。

### 《運用基準》

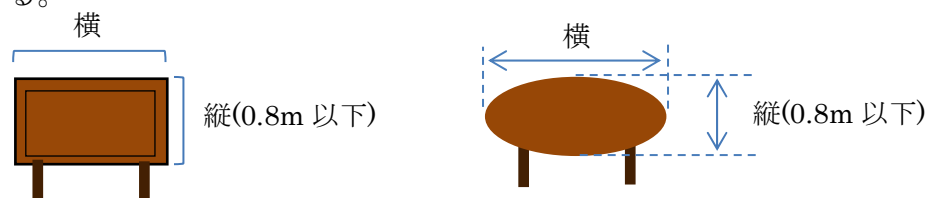
#### <長さの計測方法>

- ・板面の縦の長さ

板面の上端から下端まで（枠がある場合には枠の上端から下端まで）の長さとする。また、板面が長方形でない場合は、最も長いところで計測する。

- ・板面の横の長さ

板面の右端から左端まで（枠がある場合には枠の上端から下端まで）の長さとする。また、板面が長方形でない場合は、最も長いところで計測する。



## 3 案内表示の面積

### 《整備基準》

案内表示の面積は、板面の表示面積の3分の1以上とすること。

### 《解説》

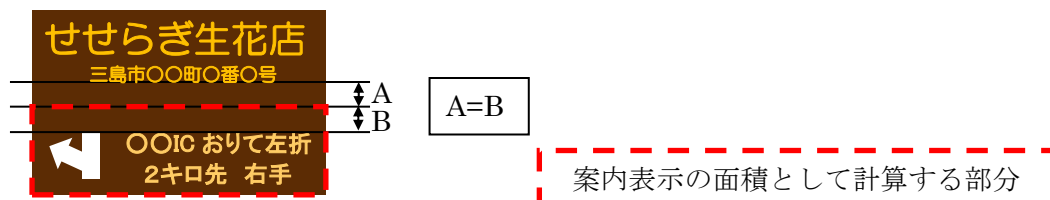
一般広告ではなく、案内図板であることをはっきりとさせるため、この基準を設けています。地図、矢印が、誰が見てもはっきり分かることが案内図板の最低条件です。



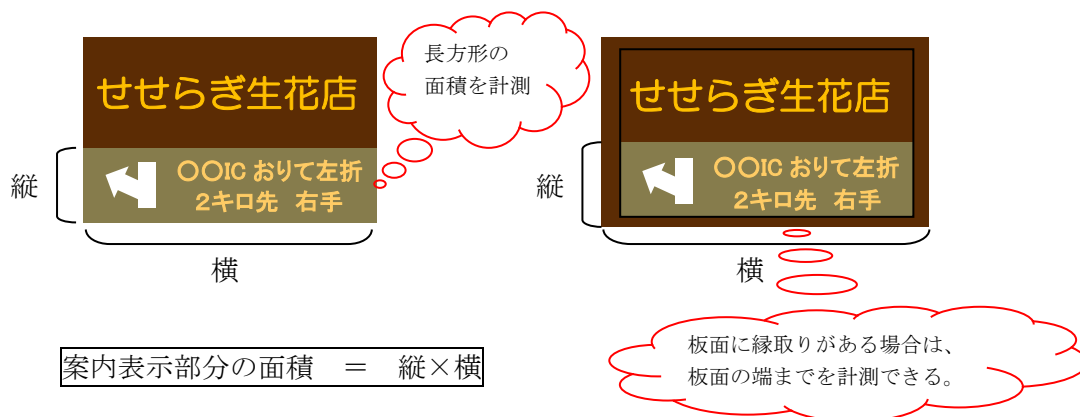
《運用基準》

＜案内表示の部分の面積の計測方法＞

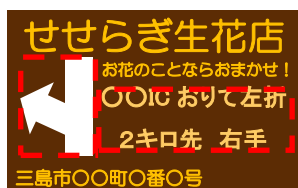
- (1) 一つの長方形のスペースにまとめて表示しているが、地色は変えずに、他の部分と区別していない場合  
⇒案内表示部分とそれ以外の部分の間の中心線までは、案内表示の面積として計算する。



- (2) 一つの長方形のスペースにまとめて表示し、その部分の地色を変えたり、他の部分との境界に線を引いたりすることにより、他の部分と明確に区別している場合  
⇒案内表示を表示した長方形の面積を計測する。



- (3) 上記(1)(2)以外の場合  
⇒案内表示そのものの面積を計測する。ただし、便宜的に、案内表示それぞれを囲み、かつその他の文字を含まない最小の長方形の面積を計測してもよい。



## 4 地図・矢印

### 《整備基準》

事業所等に案内し、又は誘導するための地図又は矢印が表示された案内広告を表示したものであること。

### 《解説》

案内広告の内容についての規定です。

誰が見ても案内図板であることが明確であるように、また、一目で誘導先へたどり着ける案内図板となるよう、案内、誘導のための地図や矢印を表示することとしています。

### 《運用基準》

#### ＜地図を用いる場合の記載方法＞

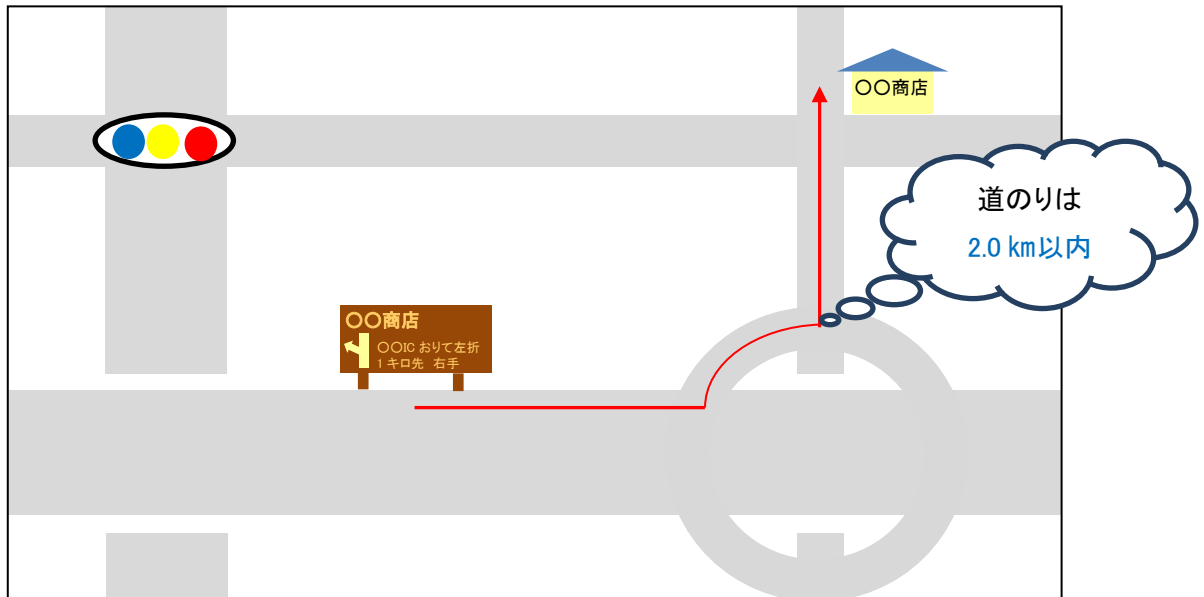
現在地から誘導先の事業所等までスムーズにたどり着けるよう、地図上に現在地と誘導する矢印を必ず記載してください。



## 5 案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のり

### 《整備基準》

2.0キロメートル以内のものであること。



### 《解説》

案内図板と案内される事業所等との間の距離制限を定めています。当該地域においては、歩行者が多い地域となっているため、当該地域から徒歩で移動できる距離を想定して設定しています。

### 《運用基準》

#### ＜距離の計測方法＞

距離の計測は、案内図板の設置場所から事業所等の敷地へ向かう、通常想定される一般的な道路の道のりで測ります。直線距離ではありません。

※申請書に添付する案内図には、案内図板の設置場所、事業所、案内図板の設置場所から事業所への経路及び道のりを示してください。

## 6 写真、絵（イラスト、商標等）の表示

### 《整備基準》

写真、絵（イラスト、商標等）は表示してはならない。

### 《解説》

写真や絵（イラスト、商標等）を使用すると、見にくい看板となるため、案内図板であり一般広告ではないという趣旨を踏まえ、その表示を規制し、品のある広告物とするための基準です。

※商標：事業者が自己の取り扱う商品・役務（サービス）を他人の商品・役務と識別するために、商品について使用する文字・図形・記号などの標識。

### 《運用基準》

<表示できないものの例>

- ・写真、絵、図形（地図以外）、ロゴマーク、記号は表示できません。
- ・商標は表示できません。



## 7 色彩

### 《整備基準》

#### ・地の色彩

##### i) 幹線道路沿い（県道 21 号、県道 22 号沿い）

色相は指定なし。明度 2 以上、彩度は 4 以下（色相 0R～5R、5Y～10Y）、5 以下（色相 5R～10R、0Y～5Y）、6 以下（色相 0YR～10YR）、3 以下（色相その他）。

##### ii) その他（上記以外の地域）

色相は、10R から YR を経て 10Y の間、明度 7 以下、彩度 3 以下、又は無彩色。ただし、板面の概ね半分以上を明度 4 以下としないものとする。

※「幹線道路沿い」と「その他地域」が重複した場合、「その他地域」の色彩の基準を適用

#### ・脚の色

色相は、10R から YR を経て 10Y の間、明度 7 以下、彩度 3 以下、又は無彩色。ただし、概ね半分以上を明度 4 以下としないものとする。

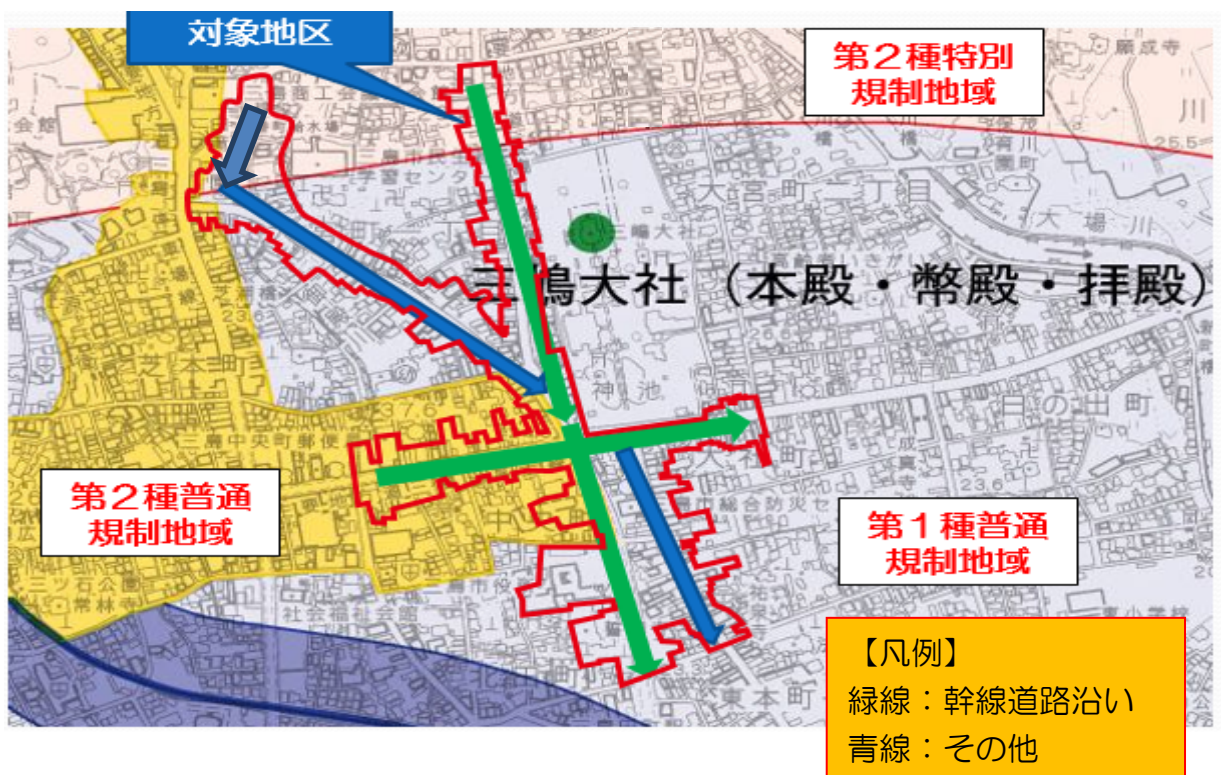
### 《解説》

#### ①幹線道路沿い

・大通り商店街を含んでいる地域のため、色相の指定はせず、明度・彩度により、各色相で落ち着いた色彩を誘導することを目的とします。

#### ②その他地域、脚

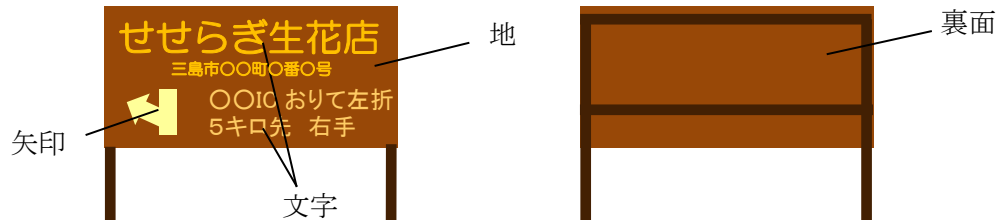
・白滝公園・桜川・三嶋大社の景観と調和し、落ち着いた印象とするための色相の範囲と、低明度・低彩度を指定します。



《運用基準》

＜地の考え方＞

- ・文字、地図、矢印以外の部分です。
- ・板面の裏面も含まれます。

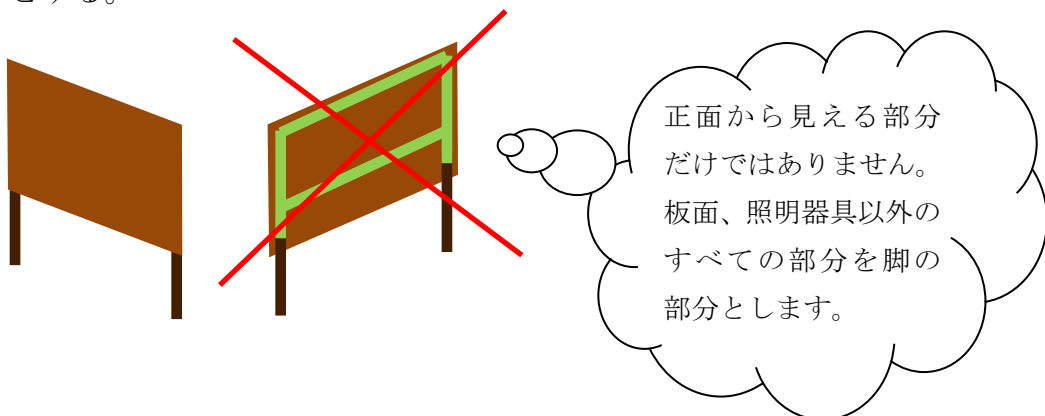


＜蛍光色や反射素材等＞

蛍光色や反射素材等、その他これらに類するものは使用できません。

＜脚の部分とは＞

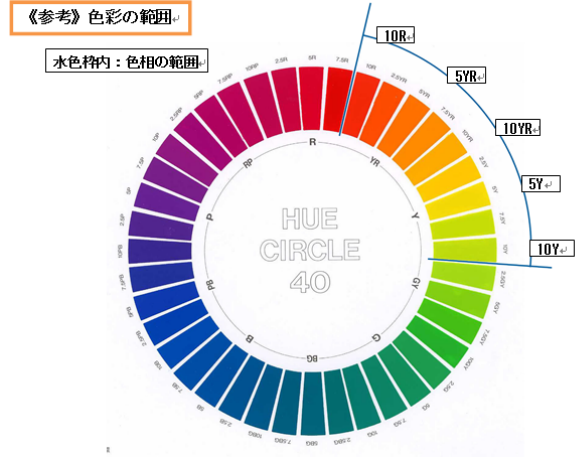
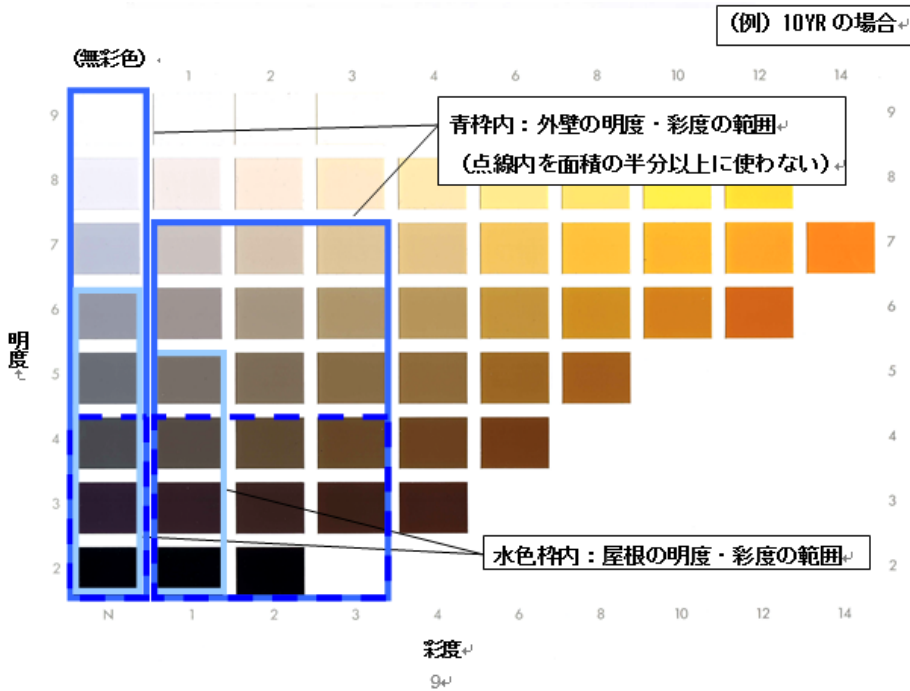
掲出物件のうち、板面及び案内広告を直接照らす照明器具以外の部分とする。





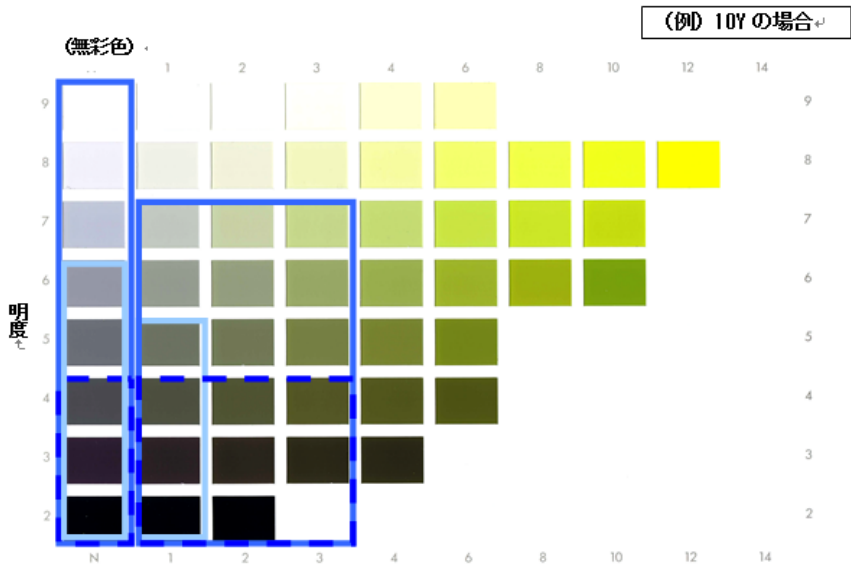
《参考》

②その他地域、脚



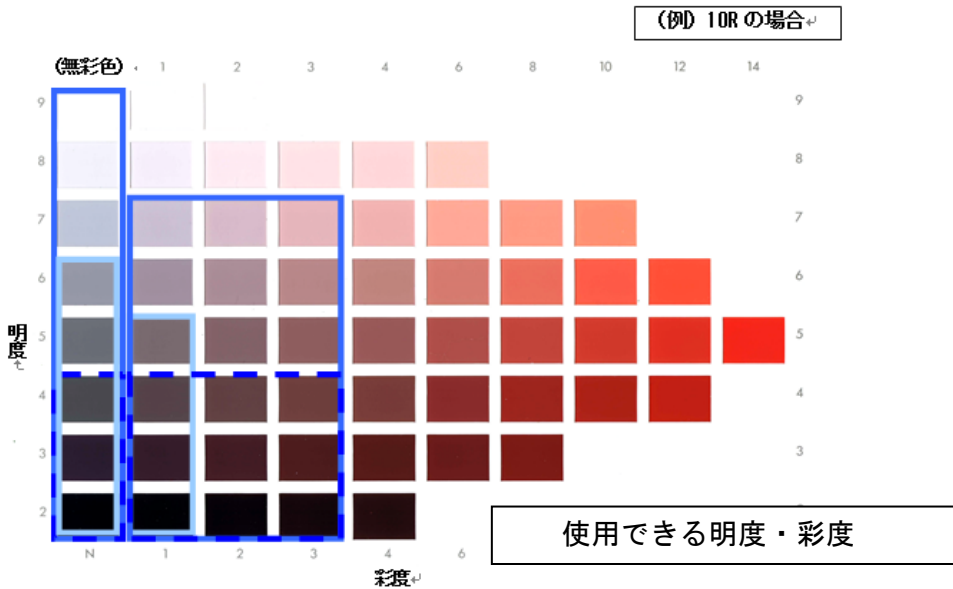
使用できる色相

- ・色相 10R～10Y
- ・明度 7 以下
- ※板面の半分以上を明度 4 以下不可。
- ・彩度 3 以下又は無彩色。



【凡例】

使用可能





## 8 使用できる色数

### 《整備基準》

- ・地の色:1色とする。ただし、案内部分の他の色を別にする場合、特例として2色まで使用できる。
- ・文字、地図、矢印の色:3色以内とする。
- ・脚の色:1色とする。

### 《解説》

景観に配慮され、読みやすく品のある広告物とするために、地の色や、文字、地図、矢印の色の使用できる色数を制限することで、板面に統一感を持たせるとともに、視認性を高めるための基準です。

### 《運用基準》

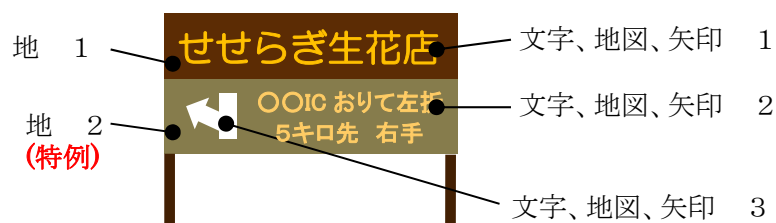
#### <色数のカウント>



#### <案内表示の明確化のための特例>

案内表示の内容がわかりやすい案内図板とするため、案内表示を記載するスペースはまとめて確保し、地色の変化により、残りのスペースと明確に区分する場合は、地の色の使用を2色まで許可することがある。

なお、この場合であっても、文字、地図、矢印に使用できる色は3色までです。



## 9 電飾設備

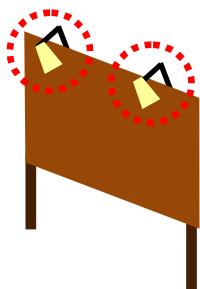
### 《整備基準》

電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（案内広告を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。

### 《解説》

屋外広告物に電飾設備を使用する場合の規定です。品のある広告物とするため、また、光が交通の妨害となることを防ぐため、野立ての案内図板には、景観を阻害するような動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（表示面を直接照らすものを除く。）を使用することはできません。

\*表示面を直接照らすものとはこんなもの



### 《ガイドライン》

＜その他の電飾設備を使用する場合＞

- ・昼間においても美観を損なわないものであるようにしましょう。

## 【既存不適格広告物の取扱い】

現在、地区内において、表示等の許可を受けて表示している案内図板等については、屋外広告物誘導整備地区に指定された日（平成29年12月26日）から3年間（平成32年12月25日まで）は、引き続きこれらを表示し、または設置することができます。

※注意 更新の日から3年間ではありません。

## 【問合せ】

三島市 計画まちづくり部 都市計画課 歴史・まちづくり係

TEL 055-983-2631

FAX 055-973-7241

E-mail [toshikei@city.mishima.shizuoka.jp](mailto:toshikei@city.mishima.shizuoka.jp)